住友生命いずみホールフレンズ会員規約

第１条：会員

（１）　住友生命いずみホールフレンズ会員（以下、「会員」）とは、本規約を承認のうえ、住友生命いずみホール（以下、「ホール」）が定める申込書、又はインターネットの申込ページにより手続きを行い、ホールが承認した方をいいます。

第２条：会員証

（１）　ホールは会員に対し、「住友生命いずみホールフレンズカード」（以下、「カード」）を発行いたします。
①プラスチックカード形式（新規発行は 2026 年 11 月 30 日で終了とし、2026 年 12 月 1 日以降は行いません。）
②デジタルカード形式
住友生命いずみホール公式サイトのオンラインチケットサービス会員マイページログイン後の画面で発行（表示）いたします。

（２）　カードは、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

（３）　会員の権利を他人へ譲渡することはできません。

（４）　会員は、サービスの提供を受ける際、カードの呈示が必要です。
ただし、電話でのチケット予約の場合は、会員番号・氏名・電話番号の確認をもって、カードの呈示に代替するものとします。

第３条：会員期間およびその更新

（１）　会員期間は、ご入会月（会員登録が完了した月。以下同じ。）から翌年同月末までとします。

（２）　会員期間は、第５条に定める方法で年会費の入金をされた場合に、１年間更新するものとし以後同様とします。
なお、第５条第１項に定める支払い方法を選択しているときで、更新の意思がない場合は、会員期間満了の通知に定めた期間内にホールに届けるものとします。会員期間満了月内の届出であっても定めた期間を経過している場合は、更新されるものとし年会費の返金はいたしません。

第４条：会費

（１）　会員は、ホールに対し、別途定める期日までに第５条第１項に定める方法により所定の年会費を支払うものとします。

（２）　年会費については、理由のいかんを問わず一切返金はいたしません。

（３）　年会費は変更することがあります。その際は、会員に通知するものとします。

第５条：年会費およびチケット購入代金等の支払い

（１）　年会費、チケット購入代金等の支払いは、次の各号のいずれかによる一括決済とします。
①銀行決済
会員の指定する口座からの自動引落しによる決済。
（チケット購入代金等に関しては、毎月末締切の翌月２７日、ただし金融機関が休日の場合は、翌営業日）
②現金支払い・郵便払込・コンビニエンスストアーでの払込による決済
現金支払いまたはホールが指定する郵便振替口座への払込もしくはコンビニエンスストアーでの払込による決済（あらかじめいずみホールが通知する期日まで）とします。
③クレジットカードによる決済

（２）　住友生命いずみホールチケットセンター窓口またはホールロビーにおいて、カードのご呈示なくチケットを購入の場合、後日会員と判明いたしましても返金はいたしません。

（３）　連続して口座から自動引落としができない場合は、決済方法の変更をしていただく場合があります。

第６条：会員サービスの利用

（１）　会員は、ホール主催公演チケットを一般発売開始日にさきがけて別途定めるところにより優先的に予約し会員価格で購入することができます。当サービスはチケット購入時に会員であることの確認ができた場合に受けることができます。

（２）　会員はホールが別途定める会員サービスの提供を所定の方法で受けることができるものとします。

（３）　会員サービス内容は予告なく変更、停止することがあります。

第７条：プラスチックカードの紛失・盗難・破損による再発行

（１）　２０２７年1月３１日まで、プラスチックカードの紛失・盗難・破損等の理由でホールが認めた場合に限り、プラスチックカードを再発行します。この場合、再発行手数料として所定の手数料をいただきます。（会員資格・会員期間は継続されます。）

（２）　２０２７年2月１日以降、プラスチックカードの再発行は行いません。

（３）　会員が紛失、盗難その他の事由によりカードを他人に不正に利用され損害が生じた場合、ホールは一切の責任を負いません。

第８条：届出事項の変更

（１）　会員は、氏名、住所、口座その他入会時に届け出た事項に変更があったときは、ホールにその内容を届け出るものとします。

（２）　前項の届出がないために、ホールからの通知または送付書類その他のものが延着または不着の場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第９条：退会

（１）　会員はいつでも住友生命いずみホールフレンズを退会することができます。
この場合ホールへ届出をし、債務の弁済を完了すると共に、プラスチックカードについては、会員期間の終了時に会員の責任において破棄するものとします。なお、会員期間の途中であっても年会費は返還しないものとします。

（２）　次のいずれかの場合は、会員は会員資格を喪失し、退会するものとします。
①会員が本規約に定める年会費、チケット購入代金等の支払いを怠った場合
②前条に定める届出がなく、会員の住所不明（郵便が返送されてくる場合等）のまま６ヶ月以上経過し、年会費の請求時期が到来した場合
③会員が本規約に違反した場合
④ホールが会員として不適当と判断した場合

（３）　前項に基づき、会員が会員資格を喪失した場合であっても、ホールに対する債務が免責をされるものではありません。

第１０条：個人情報の取扱い

（１）　ホールは、次の各号に定める目的の為に会員の個人情報（「個人情報保護に関する法律」第２条第１項に定めるものをいう。以下同じ）を利用させていただきます。なお、本項に定める目的以外には会員の個人情報を一切利用しません。
①公演情報、優先発売、公演スケジュール等の案内（郵送またはメール）
②年会費ご請求時事務処理
③チケットお申込時の代金請求、チケット送付

（２）　ホールは、個人情報保護法その他関係法令に従い、個人情報を適切に管理します。また、ホールは法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
ただし、前項に定める利用目的のために、会員の個人情報を業務委託先に開示する場合はあります。その場合、秘密保持条項等を含む契約を締結した上で業務委託を行い、個人情報を適切に管理いたします。

（３）　会員は、ホールに対し自身の個人情報の開示や訂正、または削除を申し出ることができます。その際、ホールは本人からの申し出であることを確認の上、速やかに対応いたします。

第１１条：暴力団等反社会的勢力に対する排除

暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力である場合、または反社会的勢力に対して資金等を供給、便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与している場合は会員として不適格とします。

第１２条：規約の変更

ホールは、本規約を随時変更することができるものとします。
この場合、ホールは速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

第１３条：合意管轄裁判所

会員とホールとの間で訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

第１４条：準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則　この規約は、２０２６年　１１月　１８日より適用します。